

I 事業概要

1. 平成25年度の我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による一体的な取り組みの政策効果に、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要等が相まって、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約等の先行きのリスクはあるものの、景気回復の動きが広がった。

一方、国際貿易においては、対EU、対アジア、対中国において自動車などを中心に3年ぶりに輸出は増加に転じたが、原油や液化天然ガスなどを中心に輸入が過去最大の額となり、差し引き過去最大の赤字になると見込まれる。

このような経済の動きの中で、平成25年の指定港湾93港における外貿コンテナ取扱量は、9月には対前年比△0.5%と落ち込んだが、12月には同+1.6%と回復して、全体として前年同様あるいは微増の水準にあり、港運業界としては、今後の世界経済の動きや消費税率引き上げに伴う景気の減速傾向などに注意を払うべき状況が続いている。

2. 平成25年2月1日の改正港湾労働者年金制度規程の施行により、平成11年4月1日以降廃止されていた新規登録が再開され、既に適用事業者である者の加入及び年金適用職種に雇用されている労働者の新規登録について、地区雇用対策委員会の協力を得て平成25年2月1日から7月31日までの間において集中的に申請処理を行った。また、適用職種に新たに雇用された労働者についても新規の登録申請処理を開始した。

これらの新規登録の結果、平成26年3月31日現在の登録労働者は21,636人となった。

平成25年度の港湾労働者年金支給状況は、港湾労働者年金受給者延べ23,991人及び受給者の遺族154人に対して、総額29億3,890万円（うち中央助成額17億6,320万円）の年金及び遺族見舞金となっている。これら年金助成の財源である労働安定基金については、前年度とほぼ同水準で推移してきているが、引き続き年金制度の円滑な運営を図っていく必要がある。

なお、平成12年5月からの年金減額を不服として、平成24年12月及び平成25年5月に神戸地方裁判所へ提訴された訴訟については、平成26年2月に大阪高等裁判所に控訴している。

3. 能力開発事業については、港湾技能研修センター（豊橋市）において、引き続き施設・機器の整備を行い、港湾荷役科をはじめ、クレーン運転科、自動車運転科の3科において研修コースを設けて、17コース、1,168人に対し研修を実施した。
4. 六大港の港湾労働者雇用安定センターにおいては、港湾労働法に基づく港湾労働者の雇用の安定及び港湾労働者派遣制度の円滑な推進に資するため、事業主及び派遣労働者等に対する相談・援助、派遣元責任者講習、雇用管理者研修等を実施するとともに、港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する情報の収集、整理及び提供、港湾労働者派遣契約の締結についてのあっ旋等を行った。

以上が事業概要であるが、事業内容の詳細については、以下のとおりである。

II 事業内容

1. 評議員会・理事会について

- ・評議員・理事及び監事等について、改選等を行った。
- ・評議員会、理事会、その他委員会を開催した。

2. 労働安定基金及び港湾労働法関係付加金収受状況について

労働安定基金及び港湾労働法関係付加金については、労働安定基金は26億9,102万円（対前年度比1.12%増）、港湾労働法関係付加金は6億8,162万円（対前年度比0.58%減）、それぞれ納入された。

3. 港湾労働者年金制度規程の改正による新規登録の再開について

平成24年度において年金制度の改正の検討を行い、理事会の承認を経て改正港湾労働者年金制度規程が2月1日から施行され、平成11年4月1日以降廃止されていた新規登録が再開された。

これに伴い、既に適用事業者である者の加入及び年金適用職種に雇用されている労働者の新規登録については、規程附則に基づき地区雇用対策委員会の協力を得て平成25年2月1日から7月31日までの間において集中的に申請処理を行い、新規加入事業者7店社を含む350店社からの10,627人が登録労働者に加わった。

また、適用職種に新たに雇い入れ又は配置転換された労働者の新規登録申請が行われ、755人が新規登録労働者となった。

これらの新規登録の結果、平成26年3月31日現在の登録労働者は21,636人となった。

4. 港湾労働者年金制度の運営について

- (1) 港湾労働者年金は、年額25万円（うち中央助成額15万円）を年2回（6月及び12月）に分けて支給している。また、新たにゆうちょ銀行を年金取扱金融機関とすることとされ、平成26年6月期支給分の年金から振込を実施することとした。

年金の支給状況は、年金受給者延べ23,991人に対し、総額29億2,100万円（前年度30億6,426万円）を支給し、このうち中央助成額は17億5,246万円（前年度18億3,825万円）であった。

遺族見舞金の支給対象者は154人で、総額1,790万円（前年度1,810万円）を支給し、このうち中央助成額は1,074万円（前年度1,086万円）であった。

(2) 個別の運営実績は、次のとおりである。

イ 登録者数 (単位：人)

| 年 月 日 | 人 数 |
|--------------|--------|
| 平成26年3月31日現在 | 21,636 |

ロ 脱退者数 (単位：人)

| 対 象 期 間 | 人 数 |
|----------------------|-----|
| 平成25年4月1日～平成26年3月31日 | 773 |

ハ 受給権者数 (単位：人)

| 支 給 期 月 | 受 給 者 | 待 機 者 | 合 計 |
|----------|--------|-------|--------|
| 平成25年 6月 | 12,219 | 1,343 | 13,562 |
| ” 12月 | 11,772 | 1,360 | 13,132 |

ニ 受給権新規裁定者数 (単位：人)

| 裁 定 及 び 裁 定 日 | 人 数 |
|----------------------------|-----|
| 第114回制度専門小委員会(平成25年 4月24日) | 156 |
| 第115回制度専門小委員会(平成25年 7月24日) | 103 |
| 第116回制度専門小委員会(平成25年10月21日) | 110 |
| 第117回制度専門小委員会(平成26年 1月21日) | 92 |
| 合 計 | 461 |

ホ 受給権失権者数

(単位：人)

| 対 象 期 間 | 人 数 |
|----------------------|-------|
| 平成25年4月1日～平成26年3月31日 | 1,132 |

へ 年金、遺族見舞金支給額

(単位：人・万円)

| 支 給 月 | 年 金 | | 遺 族 見 舞 金 | |
|----------|--------|---------|-----------|-------|
| | 人 数 | 金 額 | 人 数 | 金 額 |
| 平成25年 6月 | 12,219 | 147,800 | 40 | 400 |
| 〃 9月 | — | — | 33 | 425 |
| 〃 12月 | 11,772 | 144,300 | 54 | 680 |
| 平成26年 3月 | — | — | 27 | 285 |
| 計 | 23,991 | 292,100 | 154 | 1,790 |
| 中央助成額 | | 175,246 | | 1,074 |

注：「遺族見舞金支給額」の欄の人数及び金額は、前回支給月の翌月から当該支給月までの合計額

5. 能力開発事業について

(1) 港湾技能研修センターにおける研修実施状況

港湾技能研修センターにおける技能研修は、高度の技能習得を行うことを目的とし、ニーズの変化に的確に対応して、受講要望の多い研修コースを中心に研修回数や実施人数を見直したほか、クラブトロリー式天井クレーンや教習用フォークリフトの更新など訓練機器の継続的整備を行いながら実施した。

研修内容としては、「ストラドルキャリアー運転」、「フォークリフト運転技能講習」、「若年港湾労働者研修」等の港湾荷役科、「ガントリークレーン運転」、「クレーン運転実技教習」コース等のクレーン運転科及び自動車運転科の計3科17コースについて研修を行い、研修受講者総数は1,168人であった。

また、コース別の受講状況では、「大型自動車運転免許取得(限定中型自動車運転免許所持)」コースは、六大港からの受講者が多く、「ガントリークレーン運転」や「クレーン運転実技教習」、「ストラドルキャリアー運転」コースでは地方港からの受講者が多くを占めている。

(2) 研修コース内容の見直し

港湾運送事業のコンテナ化にともなう港湾荷役機械の大型化・IT化が進む中で、平成26年度内に新たにガントリークレーンシミュレータを港湾技能研修センターに導入すると国

の計画を踏まえ、シミュレータを活用した新たな技能訓練カリキュラム等を検討するため、平成25年度においては協会の自主事業として、学識専門家及び港湾労使を委員とする研究委員会を設置し、平成26年3月から検討を開始した。

(3) 研修受講者派遣企業に対する助成

訓練派遣に伴う事業者の経済的負担の軽減を図るために、研修受講者派遣企業に対し、受講助成金として研修受講日一日につき、5,000円で計算した額を、また、旅費助成金として港毎に定められた額を助成した。

平成25年度の支給実績は、受講助成金については391人で1,284万円、旅費助成金については、331人で579万円であり、総額は1,863万円であった。

(4) 研修受講へのPR

各種研修コースへの受講を促進するため、研修コース・スケジュールのご案内、受講・旅費助成金ご案内及びカレンダー等を作成し、全国の港湾運送事業者、関係業界団体、労働組合及び官公署に広範に配布する等、港湾技能研修センターのPR活動を行った。

また、各地区港運協会の協力を得て、神奈川地区（2港）、東海地区（1港）及び大阪地区（1港）の各事業所を訪問し、港湾技能研修センターの利用促進による受講生拡大に努めた。

(5) 能力開発専門委員会

平成26年1月21日（火）開催の第27回「能力開発専門委員会」において、港湾技能研修センターの現状を分析・検討し、受講ニーズに応じた平成26年度研修計画（案）を策定したほか、平成26年4月からの消費税率の改定を踏まえて、研修受講料及び受講・旅費助成金の改定を審議した。

(6) 耐震強度診断

大規模地震に備え、平成24年10月に実施した建物の耐震診断結果に基づいて、平成25年度において研修棟及び宿泊棟の補強工事を行った。

6. 相談援助業務について

港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の改善に寄与するため、港湾技能研修センターにおいて、能力開発の相談・支援、雇用管理改善の相談・指導、研修ニ

ーズの把握・啓発のための事業所訪問等を実施した。

7. 港湾労働者派遣事業について

平成26年3月末時点において、厚生労働大臣の許可を受けている派遣元事業所数は293事業所で、派遣対象労働者は9,937人となっており、港湾労働者派遣事業に係る港湾労働者雇用安定センターの事業として、次の業務を行った。

(1) 港湾労働者派遣制度の活用推進

港湾労働者雇用安定センターに配置している港湾労働者派遣制度活用推進アドバイザー等により港湾運送事業所及び地区港運協会等関係団体を訪問し、派遣状況等の資料を用いて派遣制度の活用推進についての周知活動を実施した。

また、港湾労働者派遣元責任者講習、各種会議等において、「港湾労働者派遣事業を適正に実施するために－許可・更新等手続マニュアル－」を配布する等、派遣制度の適正な活用推進に努めた。

(2) 港湾労働者派遣事業等に係る相談・援助

派遣就業を行う港湾労働者の適正な就業条件の確保と港湾労働者派遣制度の円滑な推進に資するために、港湾運送事業主等に対して、適正な派遣就業の確保、就業条件の明示、責任者の選任等についての相談・援助及び港湾労働者に対する派遣就業についての相談・援助に努めた。

(3) 港湾労働者派遣事業に係る情報の収集・整理及び提供

地区港運協会や港湾荷役協会などが主催する各種会議への出席や派遣元事業所を始めとする事業所への訪問により連携の強化を図った。

派遣元事業所からの派遣状況報告等による情報の収集・提供、港湾労働者派遣先事業所からの派遣契約あつ旋申込状況の収集・整理及び情報提供等の拡充に努めた。

(4) 港湾労働者派遣契約の締結についてのあつ旋

港湾労働者雇用安定センターのあつ旋による派遣数は、27,280人であった。

(5) 港湾労働者派遣事業派遣元責任者講習の実施

派遣元事業所の許可要件である派遣元責任者選任の前提となる港湾労働者派遣元責任者講習を実施した。

派遣元責任者講習の実施回数は、12回、受講者数は473人であった。

(6) 雇用管理者研修の実施

企業内において事業主より選任された雇用管理者に対し、職務遂行に必要な知識の習得向上を図るため雇用管理者研修を実施した。

雇用管理者研修の実施回数は、6回実施し、受講者数は435人であった。

8. 港湾労働法の周知について

毎年11月に実施される「港湾労働法遵守強化旬間」において、地区港運協会や関係団体に対しポスターの掲示を依頼するなど、港湾労働法の周知・啓発に努めた。

さらに、労働行政機関等との連携の下に港湾パトロールによる啓発活動、雇用管理者研修等各種会議を通じ、港湾労働法の周知を図った。